

令和6年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業参加団体公募 Q & A まとめ ※赤字部分は2月8日追記

NO	項目	質問	回答
1	公募対象について	町会議員だけが参加できるか。	個人の肩書きでの応募制限はしておりませんので、可能です。
2		町おこしをやりたいが、まったくの素人である。勉強させて頂けるか。	一から地域づくりをやっていくという方でも問題ありません。
3		採択された場合に中間支援主体として協議会を立ち上げる予定で準備組織での申請は可能か。 活動団体としてコンソーシアムを設立する予定だが、申請までに協定の締結が完了していることが必須か。	準備中であるその旨を計画書に記載いただき、申請いただければ問題ありません。
4		R1~R3で活動団体として既に支援を受けてきた団体は、最長3年にすでになっているので、今回の申請はできないか。	活動団体としての申請はできません。中間支援主体としての応募は可能です。
		過年度事業で2年採択された団体を含む協議会を活動団体とする（事務局は過去採択団体ではない）場合、新たな活動団体として採択1年目から事業を受けられるか。 また、過年度採択団体を含まずに協議会を立ち上げた場合は採択年数はどのようになるか。	①活動団体（＝新たに立ち上げる協議会の事務局・担当者）が、過年度採択団体とは別の団体・担当者であれば、新たな活動団体として、R6からの本事業では最長3年間支援が可能です。 ②新たな活動団体となりますので、最長3年間の支援が可能です。  なお、①・②いずれの場合も、活動団体と中間支援主体の担い手の重複にはご注意ください。 ※公募説明会Q&AまとめのNo.10の回答をご参照ください。（ <a href="https://www.env.go.jp/press/press_02641.html">https://www.env.go.jp/press/press_02641.html</a> ）
		これまでの支援地域をみると地方が多いのだが、東京や都市は対象外か。	対象外ではありません。
		中間支援主体1つが複数の活動団体と連携する申請は可能か。	活動団体を複数で構成することを考えている場合は、例えば任意団体や協議会などの形で、1つにまとめていただき、活動団体と中間支援主体が1対1関係になるようにお願いします。
	同一の中間支援主体が、異なる複数の活動団体の事案に関わり、複数件応募することは可能か。	「地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成」という本事業の主目的に照らすと、同じ中間支援主体で複数件採択されることはありません。ただし、応募に関しては、複数件採択されることはないという前提で応募いただくことは問題ありません。	
	申請は3年間と上限があるが、1地域のみとの連携申請しかできないか。 例えば、以下のような申請を行うことは可能か。また、以下の場合でも中間支援主体は3年が上限となるか。 ・1年目：A地域で申請、PF構築等のサポートを実施 ・2年目：A地域でのサポートを継続しつつ、B地域での申請、サポート ・3年目：A、B地域でのサポートを継続しつつ、C地域での申請、サポート	毎年活動団体を変えて本事業に応募いただくことは、各活動団体と合意の上であれば不可能ではありませんが、中間支援機能を身に付ける、という本事業の趣旨からすれば、1つの団体を複数年継続して支援いただくことが望ましいと考えております。 また、毎年活動団体を変えて本事業に応募いただく場合でも、本事業での活動団体と中間支援主体としては常に1対1関係である必要がありますので、ご提示いただいた形ですと、1年目A地域のサポートをし、2年目にB地域のサポートを本事業で行う場合は、A地域のサポートについては本事業の対象外となり、A地域サポートのための費用やA地域の活動費は経費として計上できませんのでご注意ください（協議会等の形でA地域とB地域を一つの団体としてまとめていただける場合はこの限りではありません）。本事業とは別にA地域のサポートを継続いただくことは全く問題ございません。3年目についても同様で、本事業の経費計上できるのはC団体に係るもののみで、A・B地域については本事業の外でサポートいただくことになります。 活動団体を毎年変える場合でも、中間支援主体として本事業で採択可能なのは最長3年間になります。	
5	活動団体が自治体というのは問題ないか。	問題ありません。	
6	活動団体がたとえば自治体と地域の自治協議会の連名はあり得るか。	活動団体を複数で構成することを考えている場合は、例えば任意団体や協議会などの形で、1つにまとめていただき、活動団体と中間支援主体が1対1関係になるようにお願いします。	
	活動団体について	自治体が中間支援主体となり、活動団体としてAとBの2者と実施したいと考えている。 「活動団体は1つの主体である必要がある」と示されているが、例えば、仲間を探すであればA、地域課題や資源を発掘するをBのようにそれぞれの強みを活かしかつ対等な立場で責任をもって実施し、それに対して、中間支援主体としてそれぞれに直接支出したいことから、あえて新たに組織を構築しない体制は認められるか。	ご認識のとおり、活動団体は1つの主体としていただく必要がありますが、例えば、Aを活動団体とし、本事業の活動の中でAがつくっていくプラットフォームの構成員としてBを位置づけ、仲間を探す、地域課題や資源の発掘、といった取組をプラットフォームの構成員で協力して実施していく、という形があり得ると思います。また、支出についてですが、共生圏づくりに関するものであれば、活動団体の取組経費だけでなく、ステークホルダーの取組経費も計上可能ですので、本事業の活動経費の受け取り先を中間支援主体もしくはAとしていただき、中間支援主体もしくはAからBに支出いただくことが可能です。
	中間支援主体の要件はあったが、活動団体の要件はあるのか。非営利でないといけないなど。	活動団体に対しては特に要件はございません。	
	活動団体の実施体制として地方公共団体を対象としている場合、具体的にその範囲をお示しいただきたい。（県レベルでも良いのか。）	活動団体の対象として地方公共団体も含んでおりますが、その範囲に制限はありません。県レベルでも問題ありません。	
7	中間支援主体はどのような団体を想定しているか。	制限するものではありませんが、自治会、コミュニティ財団、社会福祉協議会、信用金庫、観光協会、地域商社など、地域の活性化・地域づくりを事業目的においているような主体が、本事業と親和性が高いと考えております。	
8	中間支援主体が自治体や企業、教育機関（高校や大学）、大学の研究室でもよいか。	公募要領に記載の参加要件等満たしていただければ問題ありません。	
	中間支援主体について	本事業参加終了後の、中間支援主体の活動の継続については、本事業を通して、地域循環共生圏づくりの中間支援機能を身に付けていただき、地域の中で、その後も中間支援主体として活躍していただくことを意図しているものです。そのため、民間企業であれば、本業の中で中間支援を実施できるような体制を整えていただく、本業に中間支援機能を活かしていただく、といったことを想定しております。（事業参加当初にこういった体制を完璧に整える必要はありませんが、事業終了後にどうしていくか、ということも検討いただきながら、事業に参加いただければと思います。） なお、中間支援主体としての活動の継続は、本事業と一緒に応募した活動団体をずっと支援せよ、という趣旨ではなく、他の団体へ中間支援を実施していくなど、中間支援主体としての活動を展開いただくことを意図しています。 また、事業終了後における、所定書式での文書の作成・決まった回数での現地ミーティングなどの履行義務はありませんが、フォローアップ調査をさせていただく場合がございますので、その際はご協力いただければと思います。	

9		中間支援主体と活動団体それぞれの具体的な例や、それぞれの具体的な、詳細な活動内容の事例などをお聞かせいただきたい。	R6年度からの事業であるため、具体的な事例は現時点ではございません。
10	活動団体と中間支援主体の組み合わせについて	活動団体と中間支援主体の構成員の重複は問題ないか。 例：中間支援主体が、活動団体の協議会メンバーの一員に入っている場合。 中間支援主体と活動団体は明確に分かれているが、同一人物が両団体に参加している場合。 活動団体から数名を中間支援主体に分けるような場合。	<活動団体が1つの団体の場合> ①活動団体（団体A）に所属している個人又は複数人が中間支援主体の担い手として活動する場合 →団体A以外の肩書きを持っていれば、そちらの肩書きの所属者として中間支援主体を担う、もしくは、肩書きのない個人として中間支援主体を担う必要があります。 なおこの場合、中間支援主体の担い手は、本事業においては活動団体としては活動せず、中間支援主体としての活動に専念いただきます。  <活動団体が協議会などの複数の組織の集合体である場合> ②活動団体（複数組織の集合体、活動団体の事務局を担っているのは団体B）に対して、団体Bが中間支援主体を担う場合 →活動団体と中間支援主体の担い手が実質的に同一であると考えられるため、採択は認められません。 ③活動団体（複数組織の集合体、活動団体の事務局を担っているのは団体B）の構成団体（団体B以外の団体）が中間支援主体を担う場合 →問題ありません。 ④活動団体（複数組織の集合体、活動団体の事務局を担っているのは団体B）に所属している個人又は複数人（団体Bに所属している個人も含む）が中間支援主体を担う場合 →活動団体の一構成員として参加している際の肩書き以外の肩書きを持っていれば、そちらの肩書きの所属者として中間支援主体を担う、もしくは、肩書きのない個人として中間支援主体を担う必要があります。 なお、中間支援主体の担い手が団体Bに所属している個人の場合は、その個人については、本事業においては活動団体としては活動せず、中間支援主体としての活動に専念いただきます。
		中間支援主体と活動団体は明確に分かれているが、同一人物が両団体に参加していることは問題ないか。	活動団体と中間支援主体のどちらとして活動するのかの役割分担が明確になっていれば問題ありません。
		中間支援主体を担う団体に所属している者が、活動団体の一員として活動しても問題ないか。	その方が、中間支援主体を担う団体の所属の方としてではなく、別の肩書きや個人として活動する、かつ、本事業においては中間支援主体として活動せず、活動団体としての活動に専念する、といった役割分担をしていただければ問題ありません。
11		活動団体が自治体で、中間支援主体に当該自治体の一部出資していても問題ないか。 中間支援主体が自治体で、活動団体に、当該自治体が出資しているのは問題ないか。	問題ありません。
		中間支援主体が町で、活動団体として協議会を考えている。協議会の会長が町長だが、この場合、活動団体と中間支援主体が実質的に同一とみなされ、採択が認められないか。	中間支援主体が町で、活動団体が協議会（町を含む）の場合、活動団体と中間支援主体の担い手が実質的に同一とみなされるのは、協議会の事務局も町が担っている場合と考えております。会長が町長であっても、事務局を町以外の主体が担っている場合は、本事業の対象と考えております。
12		活動団体は個人、中間支援主体は任意団体でもよいか。	問題ありません。
13		活動団体が自治体と当該自治体内企業数社、中間支援主体が大学、という構成はありえるか。	構成として問題はありませんが、活動団体は1つの主体である必要があるため、自治体と企業数社を想定されている活動団体は、例えば任意団体や協議会などの形で1つにまとめていただきますようお願いいたします。
14		中間支援主体が市町村、活動団体が協議会、という構成は問題ないか。	問題ありません。ただし、協議会の事務局を市町村が担う場合は、活動団体と中間支援主体の担い手が実質的に同一であると考えられるため、採択は認められません。No.10の回答参照。
15		中間支援主体が自治体の場合、活動団体は特定の企業や団体となると、地域公平性の観点では難しいのではないかと。	各自治体に置かれている状況によると思います。どういう枠組みを自治体が用意し、それにあたってどのような合意形成を行い、枠組みをセットするかもよるためです。
		自治体が、当該自治体内でSDGsに取り組んでいる団体を支援できればと思うが、本事業の対象になるか。	対象になります。
		過年度採択団体と、その他複数の関連団体のどこが中間支援主体・活動団体になってもいいと思っている。応募書類などもどう書くといいか。	それらの団体の中で、どこがEPOのような支援ノウハウを身に付けて、どこを支援していくのがいいか、で考えていただくと良いと思います。中間支援主体がEPOの支援技術を受け取って、どう活動団体に活かしていくのか、などのストーリーをしっかりと考えて、計画書の項目が書けると伝わりやすいと思います。

16		活動団体の作るプラットフォームは、既存の協議会等を活用してよいのか。	問題ありません。 ただし、形だけでなく、地域のことについて実質的議論が行われるような座組みである必要があります。
17		地域新電力を地域の人たちでつくりたいが、そういった事業を見据えてやる気のある人たちを集め、合意形成をはかることはこの事業の趣旨にあっているか。	申請時に活動団体と中間支援主体を立てていただく必要はあります。活動団体として、団体を立ち上げて合意形成を図っていくことや協議会として合意形成を図っていく、地域プラットフォームを形成することは有り得ると思います。
18		中間支援主体が行うこと、活動団体が行うことの境界線がはっきり理解できていないので、もう少し詳しく教えてほしい。	地域でプラットフォームを形成するのが活動団体の活動内容で、活動団体が地域プラットフォームを形成することをバックアップするのが中間支援主体です。
19		プラットフォームの運営とは、具体的にどのようなことか。また、実際にローカルSDGs事業を起こし、運営していくのは活動団体ではなく、全く別の地域の団体が行っていく、ということか。	地域課題や資源を整理し、地域のありたい姿を考え、課題解決やありたい姿に近づくための取組・事業を生み出す、という一連の流れを行う・つくることがプラットフォームの運営であると考えていただければと思います。また、ローカルSDGs事業を起こすのは、内容や分野によってプラットフォームの運営チーム（＝活動団体）が直接担う、もしくはプラットフォームに関わっている地域内外の主体が担う、など様々な場合があると考えます。
20		中間支援主体の支援内容として、地域の実態調査なども含めてよいのか。	中間支援主体の活動内容は活動団体の取組の支援となるため、地域の実態調査を活動団体がを行い、それを支援するということであれば問題ありません。中間支援主体単独で何かを行うことは基本的にはないと考えていただければと思います。
21		協力してもらうのに役場を巻き込もうと思っているが、問題ないか。	問題ありません。むしろ、より効果的な取組のためには地方公共団体を巻き込むことが重要であると考えています。
	活動内容について	公募要領 p 9 以降に中間支援主体のタスクが記載されているが、3年間で複数の活動団体の支援を行うことが可能な場合、それぞれの連携について地方支援事務局からの支援があるものと理解していいか。	活動団体が複数の場合は、例えば任意団体や協議会などの形で、1つにまとめていただき、活動団体と中間支援主体が1対1関係になるようにお願いします。その上で、協議会や任意団体などの集合体としての活動がある場合と、個々の構成員の活動をそれぞれ行っていくことが中心の場合があるかと思っています。前者の場合は、1つの集合体としての活動を中間支援することに対して地方支援事務局がサポートし、後者の場合は、個々の構成員への中間支援の実施に対して地方支援事務局がサポートする形となります。
		中間支援主体の主な役割や機能について、資料の中で「チェンジエージェント機能」や「アクション」として挙げられているものがあるが、いただく支援の中には、中間支援主体において具体的に経験が不足している領域について地方環境事務所等及びEPOから学ぶことができ、学びながら活動団体を支援していくことが含まれているという理解でいいか。	ご理解のとおりで、本事業の主目的は地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成ですので、事業当初段階で完璧な中間支援ができていない必要はなく、本事業をとおり、共生圏づくりの中間支援ができるようになっていただければと思います。具体的には、おっしゃるとおり、地方環境事務所やEPO等からのサポートを受けて、学びながら活動団体を支援していただく形となります。
		過年度採択団体に対して支援を行ってきた背景を持つ団体が、R6年度から中間支援主体となり、中間支援主体の活動として、これまでの支援のモデルを他地域に展開することは申請上、問題がないか。（地域性を考慮して柔軟にアレンジは行う前提）	これまで支援されてきたモデルを他地域に展開いただくことは問題ございません。おっしゃるとおり、地域特性に応じた支援を実施いただければと思います。
		3年経過後の中間支援主体と活動団体の想定される具体的な活動内容についてお示しいただきたい。	具体的な活動内容は団体それぞれとなりますが、3年後の理想的な姿としては、 ・活動団体：地域プラットフォームが形成できており、それが機能している（運営できている） ・中間支援主体：地域循環共生圏づくりの中間支援機能を獲得し、それを提供できるようになっている となります。 そのため、4年目以降の活動としては、 ・活動団体：地域プラットフォームの運営を継続する（プラットフォームから、地域課題を解決する事業・取組が生み出され続ける状態の維持・発展） ・中間支援主体：中間支援活動を拡大していく（本事業で一緒に組んでいた活動団体に限らず、共生圏づくりに取り組みたい団体に対して、中間支援を提供していく） を理想としています。
22		中間支援主体と活動団体の経費の分配に制限はあるか。事業途中にその分配を変更できるか。また、金額は税込み額か。	分配の割合に関して制限はありませんが、活動団体と中間支援主体間でよく協議いただき、活動団体の共生圏づくりの取組が進められるような形で割合を考えていただきますようお願いいたします。また、分配の変更については、当初段階で割合を決められない場合は、留保額をいくらか設定いただき、事業途中で留保額の中から活動団体と中間支援主体にそれぞれ割り振ることが可能となっております。金額は税込です。
23		中間支援主体が自治体を予定しており実際に動くが職員の人件費がほとんどのため、活動団体が全ての活動費を使うこととしてもよいのか。	中間支援主体と活動団体で協議・合意のうえでであれば、問題ありません。
	経費の配分について	予算の留保額に関する質問です。 ①活動団体予算額100万円うち留保額50万円によって50万円～100万円まで事業執行 ②支援主体予算額150万円うち留保額50万円によって100万円～150万円まで事業執行 ①②のようなイメージで予算を作成してよろしいか。	留保額は活動団体と中間支援主体の全体で留保しておいていただくもの（※）ですので、現在いただいている案ですと、活動団体の予算額（確定分）：50万円、中間支援主体の予算額（確定分）：100万円、全体の留保額：50万円、となると思いますので、この留保額50万円を活動団体と中間支援主体で事業期間中に適宜配分いただくということで問題ございません。 なお、予算書に記入する際は、活動団体の予算額＋中間支援主体の予算額＋留保額の合計が経費上限を超えないように記入いただく必要がありますので、現在いただいている案ですと、活動団体の予算額：50万円、中間支援主体の予算額：100万円、全体の留保額：50万円、という形で記入いただければと思います。 （※）予算書の様式においても、留保額は活動団体と中間支援主体それぞれではなく、全体のものとして記載いただくようにしております。
24		説明スライドの中で、年度の報告会が都内開催と記載があった。都内までの旅費は、200万円の中で支払う理解であっているか。	ご認識のとおり、1～2年目の場合は200万円（税込）、3年目の場合は400万円（税込）の中でお支払いいただきます。
25		あくまでもプラットフォーム運営のためであり、地域の主体性を持ったプレイヤーによるローカルSDGs事業を起こすため活動費としてこの支援金を使うことはできないという理解でよいのか。	プラットフォームの運営には、ローカルSDGs事業を実施することへの支援も含まれるため、事業を起こすための調査やテストマーケティングなどの費用として使っていただくことも問題ありません。
26		取組にかかる賃金≒人件費という理解でよいのか。また、賃金、謝金等の単価設定は任意か。	本事業の経費としてパート・アルバイトや正規雇用者等のどこまでを見れるか、というご質問であれば、活動団体や中間支援主体の事務局としての業務を行うパート・アルバイト、正規雇用者等のいずれも経費で見ることができます。
	経費の使途について	活動団体及び中間支援組織の代表者の人件費は計上してもよいのか。	活動団体及び中間支援主体の代表者については、本事業における、活動団体及び中間支援主体の活動・業務にかかるもの、かつ、環境省が別途契約する請負者の作成する経理処理マニュアルに沿った人件費計上をしていただければ、経費として計上可能です。
27		仲間探しの中で各種ワークショップを企画している。現地でのワークショップの際、仮設トイレ等を通年でレンタルできればと思うが、その経費は対象となるか。	賃借料は経費に含めることが可能です。
28		里山活用を考えており、仲間集めのためワークショップ等を実施しようと思っている。活動場所となる里山に倒木等があり、それを除去する経費は対象となるか。倒木除去について、専門性が必要なため、森林組合にも参加していただき実施することを想定して	委託費や謝金なども経費として計上可能です。なお、本事業の趣旨は地域プラットフォームの構築や中間支援主体の育成であることから、単なるイベント開催のための経費は認められない場合があります。
		大学生の調査の旅費などにも費用を使えるのか。	活動団体やプラットフォームの一員として大学生がおり、その活動の一環ということであれば、調査旅費に使っても問題ありません。

29		活動団体として2年支援していただいていて、R6年度に申請させていただく場合、3年目ということで中間支援主体と活動団体合わせて400万（税込）という理解でよいか。	R6年度も活動団体として申請いただく場合は、そのとおりです。
30		補助金の支払いは年度終了後の後払いか。	基本的に後払いです。ただし、別途環境省と契約する請負者のルールにも寄るため、その他の支払い形式が可能となる可能性もあります。
		補助金の概算払いは予定されているか。	概算払いについては、4月上旬頃に別途環境省と契約する、活動経費を負担する請負者の内部規定に寄って可能かどうかが変わるため、現時点で回答ができません。
	経費について	公募要領に、「予算については、参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200万円（税込、採択1～2年目）、400万円（税込、採択3年目）を上限として」との記載があるが、これは以下の理解でいいか。 •初年度と2年度は、各々の年度で200万円/年間ずつ交付される •3年度は400万円/年間 交付される	予算上限についてはご認識のとおりで、1年目と2年目は最大200万円/年の取組にかかる経費を計上可能で、3年目は最大400万円/年の取組にかかる経費が計上可能です。
		中間支援主体と活動団体連携しての取り組みで3年間の予算が組まれていてと解釈したが、4年目以降の措置についてはどのように想定するか。活動団体が自立して活動できている想定と理解していいか。 また、1つの中間支援主体が複数の異なる活動団体と連携が可能である場合、それぞれの連携数に応じて予算措置が採られると解釈してよいか。	本事業で支援は最長3年間となりますので、それ以降については中間支援主体と活動団体のそれぞれが自身で資金を確保いただく必要があります。なお、この資金確保に関しても、中間支援の1つとして存在するため、本事業での中間支援を通して、他の補助金や支援をとってくる、外部に頼らずに自立して運営ができるような体制を整える、といったことができるように、中間支援主体から活動団体を支援いただく想定です。活動団体と中間支援主体は1対1関係となりますので、予算上限は統一となります。
		公募要領10頁の「(3) 予算等について」では「活動団体と中間支援主体が活動に取り組むに当たり、共生圏づくり支援体制構築事業の請負者と協定を締結の上実施していただく。予算については申請時に提出した予算書に基づき、請負者が、中間支援主体及び活動団体の取組に要したそれぞれの経費を負担する」と記載されているが、 ・請負者とはどのような団体か。 ・「協定を締結の上実施」とのことだが、これは申請までに協定を締結していなければならないのか、もしくは採択されてからでもよいか、また協定の内容について、ひな形はあるか。 ・「請負者が、中間支援主体及び活動団体の取組に要したそれぞれの経費を負担する」となっているが、請負者の役割は、請負者が環境省と契約を交わし資金の受け入れをして、事業のためにかかる費用を支出する、つまり経理処理をする、との理解でよいか。	請負者は、環境省と本事業実施にあたり契約する者で、その契約は現時点で4月上旬を予定しておりますので、どこが請負者となるかは決まっております。令和5年度はいであ株式会社を経費負担の業務を請け負っていただいております。 協定の締結は、採択された後に行うこととなります。協定の内容含め、協定書や手続きについては環境省又は請負者からご案内いたします。 請負者の役割はご認識のとおりで、参加団体のみなさまと請負者としてやり取りをしていただき、事業にかかる費用の支出手続きがなされます。なお、費用は活動団体又は中間支援主体への支払いとなり、年間の活動終了後の清算になります。
31		活動団体の月次報告・ステークホルダーマップ・コンセプトペーパー・支援主体の振り返りシートは特定のフォームが提供されるか、自由作成か。	特定の様式を提供します。
32	中間支援主体は現行事業採択団体で、活動団体にステークホルダーとして活動していた複数のグループを集めて、協議会のようなものを立ち上げる予定。その場合過去の会計報告が存在しないが、問題ないか。	様式1に記載のとおり、過去の実績がない場合は提出不要です。	
		申請にあたり所属組織（団体）内における承認（理事会などで）の証拠資料（議事録）などの提出は必要か。	本事業に応募することについての承認の証拠資料の提出は特段求めておりませんが、中間支援主体に関しては、部署異動の観点など、要件を満たしていただく必要がありますので、所属組織内において合意を取っていただくようお願いいたします。
		審査項目として「活動団体が地方公共団体でない場合、活動団体と地方公共団体とが適切に連携できる体制を構築できる見込みがあるか。」との記載があるが、地方公共団体と連携できることを示すエビデンス（協定書）などは必須か。	地方公共団体と連携できることを示すエビデンスは必須ではありませんが、ある場合はご提出いただければと思います。
	書類関係について	応募申請書【様式1】について、 ・「組織の概要が分かる説明資料等」とは、会社案内などでよいか。 ・「中間支援主体と活動団体のそれぞれの過去2決算期の事業報告、決算報告」とは、単純に中間支援組織の決算報告か。 例えば中間支援組織が民間企業の場合、単にその企業の2決算期の事業報告か、あるいは、令和5年度まで実施されていた「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」での実績か。	組織の概要が分かる説明資料は、会社案内で問題ございませんが、1枚～数枚程度に簡単にまとめたものがあれば、そちらを提出いただければと思います。 事業報告・決算報告については、活動団体と中間支援主体のそれぞれの事業報告・決算報告になります。中間支援主体が民間企業の場合は、その企業の過去2期の事業報告・決算報告になります。活動団体も同様です。（R5年度までの共生圏づくりプラットフォーム事業での実績ではありません。）
		地域循環共生圏づくり支援体制構築活動計画書【様式2】について、「環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等～資料を添付してください。」との記載があるが【地域経済循環分析】（ <a href="https://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html">https://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html</a> ）のツールの使用は必須か。	地域経済循環分析のツールの使用は必須ではありませんが、活動計画書の、「活動団体による、地域の現状や課題等の把握状況」の項目で、現状や課題の把握に使用した資料があれば添付いただければと思います。なお、当該項目は可能な限り定量的に記載いただいた方が良いため、地域経済循環分析は1つのツールとしてご提示させていただきます。
		中間支援主体について、活動計画書に活動地域を記載する欄があるが、ここに記載するのは、単純に当該団体が拠点を持つエリアで良いか、それとも、今回申請において活動団体と連携する活動地域を指すのか。	中間支援主体の団体が拠点を持つエリアを記載いただければと思います。
		地域循環共生圏づくり支援体制構築活動計画書について、活動団体が複数ある場合は、どの様に記載すればよいか。「活動団体について」の表を活動団体の数だけ並べればよいか。	活動団体は1つの主体としていただく必要がありますので、活動団体を複数で構成することを考えている場合は、例えば任意団体や協議会などの形で、1つにまとめていただくようお願いします。 その上で、協議会や任意団体などの集合体としての活動がある場合と、個々の構成員の活動をそれぞれ行うことが中心の場合があるかと思えます。前者の場合は、その集合体としての活動を計画書にご記載ください。後者の場合は、各構成員の活動内容等をそれぞれご記載いただければと思います。なお、この場合の書き方は特に定めておりませんので、1つの枠に複数団体の内容を記述する、各団体ごとに枠をつくる、などやりやすい方法でご記載いただければと思います。
		計画書を作成するにあたって令和5年度までの採択事業を参考にしたが、計画や報告はどこかのサイトに掲載されているか。	令和5年度までの採択団体の申請時の活動計画書は公開しておりませんが、活動のキックオフ時の発表資料や成果報告の資料等は以下ページに掲載しております。 <a href="http://chikijunkan.env.go.jp/tsukuru/senteidantai/">http://chikijunkan.env.go.jp/tsukuru/senteidantai/</a>
33		申請前に環境事務所に相談をしてもよいか	※公募説明会では問題ないと回答いたしました。公募要領に則り、質問・相談は環境省地域政策課までメールにてお願いいたします。発言の訂正となりましたこと、お詫び申し上げます。
	その他	令和7年度からこの事業を利用したいと考えているが、同じ時期の公募開始になるか。	令和7年度の公募について、予算措置の関係がありますので確定ではありませんが、R6年度公募同様に、1月中旬公募開始、2月中旬締切となる可能性が高いです。
		事業期間以下二か所の記述のうちどちらが正しいか。 •「中間支援主体の担当者は、地域の活性化を目的に、事業期間（最長3年間。毎年継続審査あり）中は活動団体に伴走をすること。」→最長事業期間は3年間 •事業計画書：「今後のスケジュールは中期的（概ね2～5か年程度）な計画」との記載→事業期間は最長5年	事業期間としては最長3年間となります。ただし、報道発表ページに記載のとおり、国の予算の執行上、事業実施期間は原則単年度となりますので、毎年の継続審査を経た上で、最長3年間の事業期間とすることが可能ということになります。
		活動団体はまだ立ち上がったばかりの状態だが、活動団体の実績はどのくらい重視されるか。	活動団体の報道発表ページに掲載している【別添2】が審査基準となっており、審査基準に活動団体の活動実績は含まれておりません。